

Client Alert

17 August 2026

米国司法省が企業犯罪の執行及び自主申告ポリシーに基づいて医療詐欺事案の違反企業に対して初の不起訴処分

本アラートに関する お問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



茨城 敏夫
パートナー
03 6271 9507
toshio.ibaraki@bakermckenzie.com



立石 竜資
パートナー
03 6271 9705
ryosuke.tateishi@bakermckenzie.com



桑原 里枝
アソシエイト
03 6271 9762
rie.kuwabara@bakermckenzie.com

2026 年 7 月、米国司法省（以下、「DOJ」）国家不正取締局（National Fraud Enforcement Division、以下「NFED」）¹は、Corporate Enforcement and Voluntary Disclosure Policy（以下、「DOJ 企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー」）に基づき、医療詐欺等に関与した医療関連サービス会社及びその子会社（以下、「医療関連サービス会社グループ」）を不起訴処分（declination）とした。医療関連サービス会社グループは、診療報酬請求業務その他の管理支援サービスを医療機関に提供していた。

他方、医療関連サービス会社グループの共同創業者兼元 CEO（以下、「元 CEO」）については、長年にわたる医療詐欺やキックバック規制違反に関する 7 つの罪状で起訴した。

本事例は、NEFD が、2026 年 3 月に公表された DOJ の企業訴追における違反企業の自主申告及び捜査協力に関する統一の基準である「DOJ 企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー」を適用して、米国内の医療詐欺事案について違反企業を不起訴処分（declination）とした初の事例として注目されている。

1. DOJ 企業犯罪の執行及び自主申告ポリシーの概要²

「DOJ 企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー」は、DOJ 反トラスト局が取り扱う連邦反トラスト法（独占禁止法）違反事案を除く、全ての連邦企業犯罪事案に適用される統一的な指針であり、企業による自主的な違反行為の申告、自主申告後の DOJ への捜査協力及び実効的なコンプライアンス体制の整備を促進することを目的とする。

「DOJ 企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー」は、企業が自主申告等を行った場合に受け得る主な恩恵として、不起訴処分（Declination）、不起訴合意（Non-Prosecution Agreement）及びその他の減軽処分の 3 類型を定め、それぞれの適用要件を整理している。不起訴処分（Declination）については、以下の 4 つの要件を満たす必要がある。

- DOJ に「任意の自主申告」（voluntary self-disclosure）の条件を満たす形で違反行為を誠実に申告すること
- 捜査に「全面的な協力」（full cooperation）をすること

¹ NFED は、2026 年 4 月にトランプ政権の「政府資金に対する不正の徹底摘発」を推進するために DOJ に設置された新しい組織であり、米国の納税者資金や政府プログラムを標的とする不正全般の捜査及び訴追を担う専門部署である。医療詐欺だけでなく、補助金、政府契約、貿易関税、税務など幅広い分野が対象となる。

² 詳細については、ペーカーマッケンジー東京オフィスの以下のクライアントアラートを参照されたい。

https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20260515-Client-Alert-DR_J.pdf

- 
- c) 違反行為に対し、「適時かつ適切な是正措置 (timely and appropriate remediation)」を講じること
 - d) 「加重事由」(aggravating circumstances) (違反行為の悪質性・規模、重大な被害又は企業の再犯)が存在しないこと、又は「加重事由」が存在する場合であっても、連邦検察官が当該事案の性質・程度その他の要因を総合的に考慮した結果、不起訴が相当であると判断すること

2. 事案の概要

元 CEO は、検眼施設及び眼科手術施設を保有しており、少なくとも 2015 年から 2023 年 3 月頃までの間、眼科手術を受ける患者に対し、医学的に不要又は重複した眼科診断検査を実施し、その費用を米国の公的医療保険制度であるメディケアその他の医療保険者に請求する医療詐欺を主導したとされる。また、患者紹介の見返りとして眼科医に違法なキックバック又は賄賂を提供し、紹介を受けた患者に対して不要又は重複する眼科診断検査を実施していたとされる。

当該検査を担当した検眼医は診断検査の結果を確認しておらず、患者を紹介した眼科医も手術前の診療方針の決定にあたり当該検査結果を利用していなかったとされる。

さらに、元 CEO は、患者紹介の見返りとして眼科医に支払われたキックバック又は賄賂を、架空のコンサルティング契約 (sham agreements) に基づくコンサルティング報酬であるかのように装っていたが、当該報酬額は、実際には紹介患者に対して前年実施された診断検査に係るメディケアその他の医療保険の給付額に連動していた。

これらの行為により約 340 万米ドルの不正請求が行われ、そのうち約 100 万米ドルがメディケアから支払われたとされている。

他方で、NFED は、医療関連サービス会社グループについては、以下の理由に基づき、これらの法人に対して、不起訴処分 (Declination) とした。

- a) 医療関連サービス会社グループが「任意の自主申告 (voluntary self-disclosure)」の要件を満たす形で違反行為を自主的に開示したこと
- b) DOJ の捜査に全面的かつ積極的に協力するとともに、関連する捜査及び訴追への継続的な協力に同意したこと (full cooperation)
- c) 診療報酬請求、支払及び報酬に関する社内ポリシーの改訂、継続的なリスク評価及びモニタリング、コンプライアンス担当者の配置及び研修の実施等の是正措置を講じるとともに、被害者に対する 100 万米ドルの補償に同意したこと (timely and appropriate remediation)
- d) 不起訴処分を妨げる「加重事由」(aggravating circumstances) が認められなかったこと

本事例は、DOJ の執行事案において、企業が自主的に違反行為を申告し、捜査に積極的な協力するとともに、適時かつ適切な是正措置を講じた場合には、企業に対する訴追回避につながり得ることを示した先例である。また、不正行為に関与した個人については厳格に責任を追及するという、DOJ の近時の執行方針とも整合する。

3. 結語

2026 年 3 月に導入された「DOJ 企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー」は、DOJ の所管部署にかかわらず、組織横断的に全ての連邦企業犯罪事案に適用される



制度として設計された。しかし、本事例以前に公表されていた同ポリシーに基づく不起訴処分(declination)は、刑事局(Criminal Division)が所管するFCPA違反事案や、国家安全保障局(National Security Division)が所管する経済制裁法・輸出管理法違反事案に限られていた。そのため、本事例は、「DOJ 企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー」が特定の部署や特定類型の企業犯罪に限定されるものではなく、医療詐欺を所管するNFEDを含むDOJ横断的な指針として運用されることを示すものと言える。

近年、DOJは、公的医療保険制度に対する不正請求、違法なキックバックその他の医療詐欺に対する取締りを強化しており、その一環として、米国保健福祉省監察総監室(HHS-OIG)をはじめとする関係当局との連携を進めている。このような動向を踏まえると、特に米国で事業を展開する日本のヘルスケア企業においては、内部通報制度を含む不正行為を早期に発見・是正できる実効的なコンプライアンス体制を整備することが重要である。本事例で医療関連サービス会社グループに投資していたPEファンドのように、米国のヘルスケア企業に投資する場合には、投資先にこのような体制が整備されているのか十分にチェックすることが重要といえる。また、不正行為の疑いを把握した場合には、速やかに事実調査を実施し、自主申告の要否を含む対応方針を早期に検討することの重要性を、本事例はあらためて示している。

以上